第５－２号様式

浜松市渚園

管理に係る経費の収支予算書

収入の部　　（税込、単位：円）

科目	細目	消費税取引区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	説明
指定管理料			0	0	0	0	0	
		課税						
利用料金収入　※3			0	0	0	0	0	
	利用料金収入（納付金算定額）	課税						
指定事業収入			0	0	0	0	0	
	売店収入	課税						
	駐車場利用収入							
その他収入			0	0	0	0	0	
	自動販売機手数料収入	課税						
	補助金等	不課税						
収入小計 (a)			0	0	0	0	0	
自主事業からの繰入金相当額 (b)								
収入合計 (a)+(b)			0	0	0	0	0	
（仮受消費税額計算）			0	0	0	0	0	※消費税納付額相当分計算用

支出等の部　　（税込、単位：円）

科目	細目	消費税取引区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	説明
人件費　※4			0	0	0	0	0	
	給与・賃金	不課税						
	社会保険料	不課税						
	通勤手当	課税						
	健康診断費	課税						
	退職給付引当金繰入額	不課税						
管理費			0	0	0	0	0	
光熱水費　※5			0	0	0	0	0	
	電気料金	課税						
	水道料金	課税						
	ガス料金	課税						
	重油料	課税						
	灯油料	課税						
需用費			0	0	0	0	0	
	消耗品	課税						
	原材料費	課税						
	ガソリン代	課税						
	印刷製本費	課税						
修繕費			0	0	0	0	0	
		課税						
		課税						
役務費			0	0	0	0	0	
	電話料	課税						
	郵便料	課税						
	クリーニング	課税						
	広告料	課税						
	保険料	非課税						
委託費			0	0	0	0	0	
	清掃業務	課税						
	樹木管理業務	課税						
	機械警備業務	課税						
	廃棄物収集運搬業務	課税						
設備保全費			0	0	0	0	0	
	空調設備保守	課税						
	消防設備保守	課税						
	電気設備保守	課税						
	浄化槽設備保守	課税						
使用料及び賃借料			0	0	0	0	0	
	下水道使用料	課税						
	NHK等放送受信料	課税						
備品購入費			0	0	0	0	0	
		課税						
その他			0	0	0	0	0	
		課税						
事務費			0	0	0	0	0	
	旅費	課税						
	消耗品費	課税						
	印刷製本費	課税						
	使用料及び賃借料	課税						
	郵便料	課税						
事業費			0	0	0	0	0	
	報償費	課税						
	消耗品費	課税						
	印刷製本費	課税						
	使用料及び賃借料	課税						
	保険料	非課税						
	広告料	課税						
	郵便料	課税						
その他支出			0	0	0	0	0	
消費税納付額相当分ほか			0	0	0	0	0	
	消費税納付額相当分　※6	—	0	0	0	0	0	【自動計算】

科目	細目	消費税取引区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	説明
	印紙税	—						
	自動車税	—						
指定管理者納付金			0	0	0	0	0	
	納付金	課税						
一般管理費等　※7			0	0	0	0	0	【自動計算】
支出等小計 (a)			0	0	0	0	0	
自主事業への繰出金相当額 (b)								
支出等合計 (a)+(b)			0	0	0	0	0	
（仮払消費税額計算）			0	0	0	0	0	※消費税納付額相当分計算用

＜注意事項＞

※1	本書式は、事業計画書（第5号様式）及び事業報告書（第22号様式）に添付するとともに、本エクセル形式のまま、施設所管課へ提出してください。
※2	「科目」は原則、改変しないようお願いします。該当科目が無い場合は、その他欄に記入し「細目」、「説明」欄等に内容を入力してください。
※3	利用料金収入は、施設設置条例・規則で規定されている利用者からの料金収入（備付物品利用料金、キャンセル料等含む）です。 指定管理者自身が自主事業により施設を利用した場合は、利用料金収入相当額を加算してください。 3月に翌年度4月利用分の利用料金を受領した場合は、翌年度収入としてください。
※4	人件費は、本社からの応援人員の人件費も含むものとし、直接経費として算出が可能な人件費は原価とみなし、間接経費としての一般管理費等ではなく、人件費に計上してください。
※5	光熱水費については、「光熱水費」と一括りにするのではなく、「電気料金」、「水道料金」、「ガス料金」等項目別に記載してください。
※6	消費税納付額相当分は、仮受消費税と仮払消費税の差とし、自動計算するため、『消費税取引区分』は必ず入力してください（課税、非課税、不課税、—から選択）。 社会福祉事業等、消費税法上の非課税事業に該当する事業は、上記自動計算にせず、個別の計算により算出した消費税納付額相当分を入力してください。
※7	一般管理費等とは、施設の管理運営に係る直接業務以外で、本社（本部）機能の維持等に係る経費や法人税額相当分、利益相当分とします（本様式では、収入－支出等の差額とし、自動計算としています）。
※8	4月1日から翌年3月31日を1会計年度とする管理・運営状況等を把握する必要があるため、指定管理者の決算月に関わらず、当該事業年度の収支について記載してください。
※9	自主事業の収支は別シートに記載してください。
※10	事業報告書（第22号様式）添付時には、直近の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その3の3」（写し）を添付してください。指定管理者が共同事業体の場合は、構成員全てについて添付してください。
※11	事業報告書（第22号様式）添付時には、損益計算書、貸借対照表を添付してください（作成している団体に限る）。指定管理者が共同事業体の場合は、構成員全てについて提出してください。
※12	浜松市税については、「市税の納付又は納入状況確認に関する同意書」を指定期間中1回提出してください。市において納税確認を行います。指定管理者が共同事業体の場合は、構成員全てについて提出してください。
※13	障害者優先調達を行った場合は、その内容（金額、委託先・調達先等）を説明欄に記載してください。

第５－２号様式

施設名：浜松市渚園

自主事業に係る経費の収支予算書

収入の部　　（税込、単位：円）

科目	細目	消費税取引区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	説明
収入小計（a）			0	0	0	0	0	
本業務からの繰入金相当額（b）								
収入合計（a)+(b）			0	0	0	0	0	
（仮受消費税額計算）			0	0	0	0	0	※消費税納付額相当分計算用

支出等の部　　（税込、単位：円）

科目	細目	消費税取引区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	説明
人件費　※1			0	0	0	0	0	
	給与・賃金	不課税						
事業費			0	0	0	0	0	
	報償費	課税						
	消耗品費	課税						
	印刷製本費	課税						
	施設利用料	課税						
	使用料及び賃借料	課税						
	行政財産使用料	課税						
	保険料	非課税						
	広告料	課税						
	郵便料	課税						
事務費			0	0	0	0	0	
	旅費	課税						
	消耗品費	課税						
その他支出			0	0	0	0	0	
消費税納付額相当分ほか			0	0	0	0	0	
	消費税納付額相当分 ※3	—	0	0	0	0	0	【自動計算】
	印紙税	—					0	
							0	
一般管理費等　※4			0	0	0	0	0	【自動計算】
支出等小計（a）			0	0	0	0	0	
本業務への繰出金相当額（b）							0	
支出等合計（a)+(b）			0	0	0	0	0	
（仮払消費税額計算）			0	0	0	0	0	※消費税納付額相当分計算用

＜注意事項＞

※1	自主事業の人件費は、本業務と明確に区分できる場合のみ入力するものとし、明確に区分できなければ計上しないものとしてください。
※2	「科目」は原則、改変しないようお願いします。該当科目が無い場合は、その他欄に記入し「細目」、「説明」欄等に内容を入力してください。
※3	消費税納付額相当分は、仮受消費税と仮払消費税の差とし、自動計算するため、『消費税取引区分』は必ず入力してください（課税、非課税、不課税、—から選択）。
※4	一般管理費等とは、施設の管理運営に係る直接業務以外で、本社（本部）機能の維持等に係る経費や法人税額相当分、利益相当分とします（本様式では、収入－支出等の差額とし、自動計算としています）。 社会福祉事業等、消費税法上の非課税事業に該当する事業は、上記自動計算にせず、個別の計算により算出した消費税納付額相当分を入力してください。
※5	障害者優先調達を行った場合は、その内容（金額、委託先・調達先等）を説明欄に記載してください。